



津市で収集しないもの

以下の処理困難物・危険物は市では収集しないので集積所に出さないでください。

主な処理困難物



処理については、購入した販売店や専門の処理業者に相談してください。
※畳・石こうボード・断熱材は津市リサイクルセンターへ直接搬入ができます。



このごみはどうやって処理するの？

使用後の食用油や 使わなくなった未使用の食用油

- 使用後の食用油は、できる限り市販の油凝固剤を使用して、固めて燃やせるごみの日に出してください。
- 未使用の食用油は、不要になった布類などに染み込ませて燃やせるごみの日に少しずつ出してください。



使わなくなった塗料

- 残量が多い場合は、市販の残塗料処理剤で固めて燃やせるごみの日に出してください。
- 残量が少ない場合は、不要になった布類などに染み込ませて燃やせるごみの日に少しずつ出してください。



古くなった消火器

- 購入店または消火器リサイクル推進センター(☎03-5829-6773)までお問い合わせください。



家電4品目の処分方法

家電4品目は、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」により、処理方法が以下の3通りに決まっています。ごみ一時集積所への排出や津市の施設への搬入はできないので、ご注意ください。家電リサイクルは、廃棄物の減量と資源の有効利用に大きく貢献します。

処理方法

- ① 家電製品を購入した店か、買い替えをしようとする店に依頼する
- ② 家電リサイクル法対象家電収集運搬業者に依頼する
- ③ 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持ち込む
リサイクル料金について…家電リサイクル券センター(☎0120-319640)
運搬料金について…各収集運搬業者へ
指定引取場所について…株式会社タヤマ(高茶屋小森
上野町1143、☎234-8666)



家電リサイクル法対象
家電収集運搬業者一覧

家電4品目

